

任意の供述聴取と審尋の比較

	任意の供述聴取	審尋
性格	・ 任意	・ 間接強制権限に基づくもの
根拠法令・罰則	・ 規定なし	・ 独占禁止法第 47 条第 1 項第 1 号（事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋…すること） ・ 独占禁止法第 94 条第 1 号（処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者は、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金）
聴取の方法等（通常の場合。公取委の説明による）	・ 審査官と供述人の間で日時を調整 ・ 公取委庁舎内で実施することが多い ・ 公取委側は審査担当者 2 名で対応 ・ 勤務時間内に実施（勤務時間を超える場合には供述人の同意を得る） ・ 必要に応じて休憩、食事時間を確保	・ 審査官による出頭命令の中で日時を指定（実際には審査官が供述人の都合を確認した上で連絡） ・ その他については、任意の供述聴取の場合と同じ
調書の作成方式等	・ 公取委の審査担当者は、供述調書（法令等による方式の定めはないが、通常は供述人の独白方式）を作成	・ 審査官は、審尋調書（法令等による方式の定めはないが、通常は審査官と供述人の一問一答方式）を作成

任意の供述聴取と審尋についての議論の整理

	任意の供述聴取	審尋
現状の調査権限を前提とした議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴取の位置付け（任意か強制か）が不明確ではないか → 聴取の法的性格を明確化する必要があるのではないか ・ 例えば、休憩時間の適切な確保、休憩時間には弁護士への相談が可能という条件を公取委が設定した場合に、この条件で供述人が聴取に応じるか否かの問題ではないか → 公取委と供述人が協議し、合意できれば任意の方法により聴取を行い、合意できなければ審尋に移行することになるのではないか ・ 適切に確保された休憩時間における弁護士との相談で防御権として十分か → 資料 1 - 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審尋における聴取の条件は、任意の供述聴取における条件と同じでよいか ・ 行政処分としての適正性、供述の信用性を確保するための実施ルールが必要ではないか ・ 虚偽陳述等の立証は困難であり、罰則による担保は機能しないのではないか ・ 全て審尋によることとした場合、毎回一問一答方式の調書を作成することは負担が大きいのではないか ・ 一問一答方式の調書を作成する場合であっても、必ずしも供述人が真実を供述するとは限らないのではないか ・ 任意の供述聴取と同程度の防御権とすることが適当か（審尋は間接強制権限によることから、より防御権の重要性は高いのではないか） → 資料 1 - 3
現状の調査権限を前提としない議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防御権を拡充することにより、実態解明機能を阻害することはないか → 資料 1 - 3 ・ 調査に協力することのインセンティブや協力しないことのディスインセンティブが確保される仕組みが必要ではないか（例えば、事業者が社内調査により把握した違反行為の立証に資する事実を積極的に公取委に報告する仕組みとすれば、供述に過度に依存することなく、事業者からの報告等を中心とした立証に移行できるのではないか） → 資料 1 - 4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防御権を拡充することにより、実態解明機能を阻害することはないか → 資料 1 - 3 ・ 審尋を有効に機能させることを担保するための措置として何が考えられるか（例：虚偽陳述等の罪についての機動的な告発・起訴、虚偽陳述等に対する課徴金の割増し等）

適切な休憩時間の確保と休憩時間における弁護士との相談以外の防御権の強化に関する論点

防御権の内容	これまでの議論における主な意見
弁護士の立会い①（常時の法的助言の確保・不当な聴取の防止の観点） 【任意の供述聴取・審尋共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導的な質問、執拗な質問、被疑事実と関係ない質問等答えなくてよい質問への防御が必要である。 ・弁護士が供述人に虚偽の陳述をそそのかし、又は証拠を隠滅することは、弁護士会による懲戒処分の対象となるものである。 ・供述人は自らが経験した事実を供述すればよく、法的助言を要するものではない。 ・供述内容が事業者に伝わることで従業員が萎縮するおそれや、従業員が事業者から圧力をかけられるおそれ、自社内又は他の事業者との間の供述調整につながるおそれがあることから、弁護士立会いを認めるべきではない。 ・弁護士立会いまで認めると、今やっているような公取委が自白調書を取るという実務はできなくなるといった方がよい。 ・任意の供述聴取においては、不当な聴取があった場合には、そもそも聴取に応じなければよい。
弁護士の立会い②（接見交通権の観点） 【審尋のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・供述人は、出頭命令を受け、（実質的に）身柄拘束を受けていることから、供述の内容の法的位置付けについて弁護士に確認する必要性が高い。 ・審尋は行政手続であり、身柄拘束も行っておらず、休憩時間に適宜弁護士に相談することが可能であることから、弁護士立会いを認める必要はない。 ・刑事手続の身柄拘束下の取調べにおいても、取調べが行われている場合には直ちに接見を認めているわけではなく、捜査に顕著な支障が生じない時期に接見を指定することが認められている。
自己負罪拒否特権 【審尋のみ】 ※ 自己負罪拒否特権は、憲法第 38 条第 1 項（何人も、自己に不利益な供述を強要されない）に規定されている。その法意は、「自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したもの」（昭和 47 年 11 月 22 日最高裁判所大法廷判決〔刑集第 26 巻 9 号 554 頁〕）である。	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続に移行する可能性があること及び課徴金額が高額で刑罰に準ずる強力なものとなっていることから、自己負罪拒否特権が認められるべきではないか。 ・従業員等の個人に自己負罪拒否特権を認めた場合、間接強制の担保は効果が無くなり違反行為に係る供述は拒否されることになるため、実態解明を行うための事実即した供述が得られなくなる。 ・行政手続である審尋に関して、憲法第 38 条の保障として自己負罪拒否特権は保障されない。政策的な判断で認めることもあり得るが、他の行政制裁と整合的な説明は困難である。

防御権の内容	これまでの議論における主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・犯則調査に移行した場合は、審尋において得られた供述を刑事手続で使わないことが保障されていればよい。
供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取 【任意の供述聴取・審尋共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・聴取中にメモを取ることは、審査官の質問の意図を正確に理解して供述するために有効である。 ・メモが供述調整につながるおそれがあることから、メモの録取を認めるべきではない。
調書（供述調書又は審尋調書）作成時における供述人への調書の写しの交付 【任意の供述聴取・審尋共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・誤り等があれば適時に修正する機会が保障されることになり、実態解明のために好ましいといえるほか、意見聴取手続において的確な証拠を提出できるよう十分な検討時間を与えるためにも重要である。 ・調書作成時に読み聞かせを行っており、供述人の確認を得て作成していることに加え、処分前手続において写しの交付が認められていることから、作成時点における写しの交付を行う必要はない。 ・調書の写しが事業者に渡り従業員が萎縮するおそれや従業員が事業者から圧力をかけられるおそれ、自社内又は他の事業者との間の供述調整につながるおそれがあることから、写しの交付を認めるべきではない。
供述聴取過程の録音・録画 【任意の供述聴取・審尋共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に不当な調査が行われた場合の申立手続が整備されたとしても、録音・録画が行われていなければ検証のしようがなく、信用性をめぐる争いはなくなるのではないか。 ・録音・録画の内容の閲覧時期・範囲を限定することはあり得るのではないか（ただし、実態解明機能への影響については要検討）。 ・供述人に萎縮効果が生じるおそれがあることから、録音・録画を認めるべきではない。 ・独禁法違反事件は冤罪が生じるようなものではなく、そもそも録音・録画の必要性がない。

調査協力のインセンティブの確保／調書に過度に依存しない立証の確立のための方策

方策	懸念事項	具体的な制度の内容に関する論点
<p>裁量型課徴金制度の導入</p> <p>※ EUの制裁金制度のように、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組み。</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が自ら積極的に証拠書面等を提出するようになり、供述に過度に依存する必要がなくなる ・ 事実を供述することが事業者の利益につながるにより、従業員と事業者の利益相反（萎縮効果）が解消される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも行政当局に課徴金額（さらには課徴金の賦課自体）に裁量を持たせてよいのか ・ 行政の透明性が損なわれることはないか ・ 裁量権の濫用（例：合理的な理由によらない課徴金の増額等）が行われる懸念はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課し得る課徴金額に上限を設けるか（設ける場合上限の水準をどうするか） ・ 算定率の水準はどうか ・ 裁量的に増減できる金額（又は算定率）の幅はどの程度か ・ 協力・非協力の程度をどのような要素で算定率に反映させるか ・ 事実について争うことが「非協力」に該当するのか
<p>課徴金減免制度の裁量制の導入</p> <p>※ 課徴金減免制度の下で、申請順位によって固定された減額率ではなく、米国やEUのように、全面的かつ継続的な協力義務の下、証拠の提出時期や付加価値、調査への貢献度等を勘案して、当局の裁量により減額率を決定する仕組み。</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも行政当局に減額率について裁量を持たせてよいのか ・ 行政の透明性が損なわれることはないか ・ 裁量権の濫用が行われる懸念はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁量的に決定できる減額率の幅はどの程度か ・ 協力・非協力の程度をどのような要素で減額率に反映させるか ・ どのような場合に全面的な協力義務に違反したものとするか

方策	懸念事項	具体的な制度の内容に関する論点
<p>調査への非協力に対する執行手続上の制裁の強化</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に協力しないことへのディスインセンティブが高まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定（独占禁止法第94条）を用いるのであれば、使いにくさは変わらず、制裁が機能しないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定が有効に機能することを担保するための措置として何が考えられるか ・法定刑の上限は現状のままでよいか ・現行規定の活用以外に考えられる方策はあるか
<p>和解制度・確約制度に類似する仕組みの導入</p> <p>※ 和解制度（settlement）とは、典型的には、事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことで合意する場合に手続を簡略化するとともに、制裁金を減額する仕組み。</p> <p>※ 確約制度（commitment）とは、典型的には、事業者が問題解消措置を申し出て、当局との間で合意が得られた場合には、当該措置が命令等で義務付けられるとともに、違反認定が行われず審査が終了する仕組み。</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら違反行為を認めることや問題解消措置の検討を促し、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・和解・確約制度が左記のような仕組みであることを前提にすると、実態解明が終わった後の手続であり事業者にとって実態解明に協力するインセンティブにならないのではないか ・確約制度について警告との使い分けはできるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・和解制度と確約制度をどのように使い分けるのか ・適用対象とする違反行為類型の範囲をどのように定めるのか ・和解・確約制度の適用対象とするか否かについて当局の裁量を認めるか ・和解制度を、共同行為において違反行為者の一部のみが適用を希望する場合にも適用するか
<p>要証事実の減少</p> <p>※ 違反行為を立証するために必要な事実をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米に比べ要証事実の違いがあるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの要件を緩和するのか
<p>立証水準の引下げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米に比べ立証水準が高いのか ・必要な立証水準は裁判所が定めるものなのではないか 	